



第 201300148744 号  
平成 25 年 12 月 17 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成 25 年 12 月 13 日付原第 545 号で照会のあったこのことについて、米子市長野坂康夫 及び境港市長 中村勝治 の意見を踏まえて、下記のとおり意見を提出します。

貴職におかれましては、島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合には、県境に関係なく大きな影響を受ける当県の県民の状況も御察しいただき、中国電力株式会社に対する貴県の新規規制基準適合性確認申請の事前了解の判断に際して何卒御考慮をお願いいたします。

#### 記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 5 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。